

第6回 大阪市同和問題に関する有識者会議議事録（要旨）

1 開催日 平成29年3月29日（水） 午後3時～4時30分

2 開催場所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

3 出席者

（委員）

坂元 茂樹 委員（座長） 中尾 由喜雄 委員（座長代理）

赤井 隆史 委員 石元 清英 委員

神原 文子 委員 谷口 正暁 委員

西田 芳正 委員 牧里 每治 委員

松浦 弘志 委員

（大阪市）

吉村 市民局理事

平澤 市民局ダイバーシティ推進室長

藪中 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長

吉岡 市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長

藤田 大阪市人権啓発・相談センター所長

柴田 市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長

辻井 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

ほか

4 議題

1. 大阪市における人権相談事業について
2. 「人権問題に関する市民意識調査」について
3. 「国勢調査を活用した実態把握」について
4. 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

5 議事要旨

1. 大阪市における人権相談事業について

資料1に基づき、人権啓発・相談センターの相談体制、相談実績等事例について、説明を行った。

【委員からの意見】

- ・ 人権啓発・相談センターの認知度について、市政モニター調査においては52.5%となっているという説明があったが、どういう聞き方をしたのか。

【大阪市の説明】

- ・ 52.5%という数字は、「あなたは人権侵害を受けた場合、また受けたと思った場合、家族・友人以外ではどちらに相談しようと思いますか」という設問の中で、選択肢として人権啓発・相談センターをあげた人の数字である。

【委員からの意見】

- ・ 市民意識調査では、「センターについて知っているかどうか」も聞いており、そこでは2割切っているという結果もでている。認知度として考えないといけないのは、この数字でないか。

【委員からの意見】

- ・ 人権啓発・相談センターで作成している、差別事象対応マニュアルの中で、地域の看板等に同和地区を連想させる表現があり、その看板を見て問い合わせがあった場合の事例を記載しているが、こういうものが地域の中に今もあれば、市民の方もそこが同和地区かどうか聞きたくなると思うが、現在もそのような看板等はあるのか。

【大阪市の説明】

- ・ 現状を確認する。

【委員からの意見】

- ・ 課題別相談内容の表では、障がい者のカテゴリーの相談が非常に多くなっている。そういう相談を受けてどのように解決していくのか、プロセスとして確立いただきたい。

【委員からの意見】

- ・ 実際に相談された方々でどのくらいの割合で問題が解決されているのかといったデータが必要だと思う。障がい者であれ、他であれ、相談があった時に、人権啓発・相談センターでどこまで対応が可能なのか。そうしたことを説明していくことが重要。

【大阪市の説明】

- ・ 1つの指標として、相談者の満足度アンケートをとっている。具体の相談機関につないでもらって満足した人や、何か解決になるヒントを貰えたので満足した人、傾聴することで満足した人など、ケースバイケースであるが、62%の方が具体的な問題解決の糸口が見つかった、問題の整理ができたという結果が出ている。今後は、こうしたことも記載していきたい。

【委員からの意見】

- ・ 同和地区にある隣保館事業を一か所に集約させた経緯から考えても、人権啓発・相談センターにおける相談事業は、非常に大事な事業であるので、今の状況を下回らない予算措置をできるように努力していただきたい。
- ・ 部落差別解消推進法ができて、国として部落差別の定義ができたわけなので、部落をなくすことや、部落出身者がいなくなるということで部落差別がなくなるということではなく、堂々と自分が部落の出身であると名乗っても差別されない社会をつくるために、この法律がどんなふうに機能するのかというようなことが大事だと思う。

2. 「人権問題に関する市民意識調査」について

資料2-1、2-2に基づき、「人権問題に関する市民意識調査」について、実施内容の概要や今後の詳細な分析に向けた予定、調査結果の概要について説明を行った。

【委員からの意見】

- ・ この調査は、平成27年度に実施したもので、本来であれば、28年度の末までに詳細な分析をして、そして市として取りまとめをして、少なくとも29年度からは施策に反

映させていくべきだと思うが、現在も、詳細な分析の結果はまだ報告されていない状況であり、取組みへのスピードが感じられない。

【大阪市の説明】

- ・ 分析作業が遅れていることに関しては大変申し訳なく思っている。早急に分析を進め、どのように施策に反映していくか検討していく。

【委員からの意見】

- ・ 大阪府の意識調査と大阪市の意識調査では、設問が大きく違っており、大阪府の調査に接した市民と大阪市の調査に接した市民とで、随分、感じ方が変わってくる。そういう点は、行政の間で統一したような形のものを考えていかないと、問題ではないか。

【委員からの意見】

- ・ 大阪市の場合は、2010年と2015年と市民の人権意識や差別意識がどう変化したかの比較がまだ可能であるが、大阪府の場合は2010年のアンケート調査から、質問項目を大幅に変更されたので、経年変化をみることはできない。意識の変化を分析することは重要だと思う。

【委員からの意見】

- ・ 個別の人権問題に対する市民の関心度としては、同和問題、外国籍住民の人権、ホームレスの人権、性的指向が少数派の人等への関心は低い数字となっている。一方で、これらの問題への取組の必要性については高い数字となっている。これは、差別の被害を受けている他の人の問題であって、自分の問題ではないと考えているとともに、行政が取り組むべき課題だというふうに考えているのではないか。行政に期待されているものが、どういう傾向があるかを把握しながら人権施策に取り組んでいただきたいと思う。

3. 「国勢調査を活用した実態把握」について

資料3に基づき、「国勢調査を活用した実態把握」について、分析状況の進捗状況や、今後の予定について説明を行った。

【委員からの意見】

- ・ 大阪府の調査にあった「基準該当地域」と大阪市の今回の調査で出す「平均乖離地域」との違いは何なのか。

【大阪市からの説明】

- ・ 市の平均値を出して、その平均から乖離した地域を「平均乖離地域」とする考え方がある。

【委員からの意見】

- ・ 府の「基準該当地域」は、府内の旧同和地区の数値を物差しにして、同程度、あるいは、それよりも課題がある地域の実態を確認すべきということが主眼で設けたもの。大阪市の場合は、市の平均値をスタートにして、そこから外れている地域をピックアップしていくことにより、旧の同和地区や、それ以外の地区との関係を見ていくもので、大阪府と発想、考え方が違っている。

4. 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

資料 4 に基づき、「部落差別の解消の推進に関する法律」について、法律の概要や大阪市の今後の方針について説明を行った。

【委員からの意見】

- ・ 現段階での方向性は出ているのか。特に相談体制の充実に関心がある。

【大阪市の説明】

- ・ 相談体制の充実ということでは、29 年度よりメール相談を開始して、24 時間相談を受ける体制づくりの整備を行っている。
- ・ 法律の具体化については、国の実態調査の結果を受けて、何らかの通知や連絡があるのではないかと考えている。

【委員からの意見】

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことについて、周知が重要なので、しっかりと周知をしていただきたい。

【委員からの意見】

- ・ この法案について、我々は反対をした。しかし、成立した以上、この法の主旨、付帯決議を厳格に守ることをぜひお願いしたい。この法を拡大解釈して、いろいろな要求がでてきた場合には、大阪市として毅然と対処をしていただきたい。